

三重県における乳児健診システムと問題点

桜井 実(三重大学医学部小児科学教室)
神谷 齊()
加藤 充子()

I はじめに

三重県では、昭和58年10月より県医師会が主導して三重県乳児健診協議会を発足させ、県下統一方式による乳児健診システムづくりをはじめた。まだ問題点が多いが、過去四年間の歩みにつき紹介する。

三重県下統一方式による乳児健診体制については、県保健衛生部と連絡をとりながら、三重県医師会が中心となり、三重大学小児科が全面的にバックアップして検討がなされ、健診体制を推進するには以下の方法をとって実施することに合意した。すなわち、

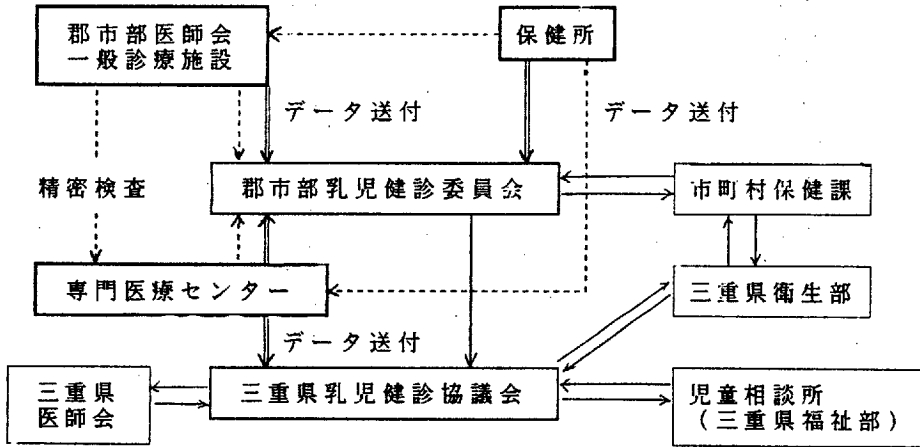
- 1) 健診に携わる医師は県医師会の毎年主催する講習会に参加する。
- 2) 健診方式の統一化をはかる。そのために「乳幼児健診のしおり」を作製し出生時に行政レベルで配布をしてもらう。
- 3) 健診実施者は4ヶ月児及び10ヶ月児の健診結果を「乳幼児健診のしおり」に折り込みの健康診査票をもちいて報告する。
- 4) 提出された健診結果は地区医師会乳児健診委員会で検討、整理し、結果を関係機関へ報告する。

以上のような統一システムで健診をすることによって、健診に携わる医師の診察方法の統一及び診察内容の向上を計ることを目的とした。このような方式での講習会への参加を義務づけることは意見が分かれたが、医師会員の理解と協力により、講習会に参加した人は健診医として一般に公表することで了承された。「三重県乳児健診協議会」が設置され、三重県乳児健診制度が発足し、58年5～6月、県下4地区で、第一回乳児健診講習会が実施された。

II 三重県乳児健診制度の概要

一次健診は、従来保健所で実施されておきかつ無料であるが、この制度発足により健診は乳児健診講習会を受講した医師が所属する医療機関と保健所は同一レベルで行う。但し医療機関は有料となった。4ヶ月児、10ヶ月児健診については、健診内容を医師会発行の「乳児健診のしおり」に添付されている健康診査票に記入して郡市部乳児健診委員会に送付する。郡市部乳児健診委員会は、医師会、保健所、市町村保健課の代表からなり、健診票の受理、統計処理、検討、保管、事後処置の業務およ

三重県における乳児健診システム



び他の必要な健診事業に関する事項を協議する。委員会のメンバーである市町村は、出生届提出時に、「乳児健診のしおり」の配布、健診受診のためのPRを行い、保健所は、一次健診と同時に健診票の集計、統計業務を分担している。健診票の集計結果、協議事項は、三重県乳児健診協議会に報告される。三重県乳児健診協議会は県・郡市医師会、県保健衛生部、福祉部、保健婦、三重県小児保健協会、三重大学小児科の代表で構成され、データの検討、事後処置の推進、健診システムの運営、健診医の教育などについて協議する。専門医療センター、児童相談所は、二次以降の健診に関わり、得られたデータ、事後処置の状況について、郡市部委員会及び県協議会へ報告するように決められた。

Ⅲ 乳児健診講習会について

表 1：乳児健診講習会プログラム

健診医の水準の統一及び診察内容の向上のため、県医師会が主催して年一回4～5時間の講習会が実施されており、健診医となりたい人には受講する事が義務づけられている。県の地理的事情と受講のチャンスを増やすため、同一内容の講習を県下4ヶ所で日を異にして行っている。講習の内容は（表1）に示したごとく、58年、59年は乳児健診システムのあり方、健診内容、手技について、

年度	内 容
58	☆乳児健診の新しい方向及び現状 ☆乳児健診における身体所見、 ☆神経学的徴候、発達のみかた
59	☆乳児神経発達のみかた ☆乳児栄養 ☆乳児健診制度の推進
60	☆乳児健診の実際と問題点 ☆乳児の眼健診
61	☆予防接種の現状と動向 ☆整形外科疾患 ☆乳児健診制度の推進

59年は栄養指導の充実を目的として乳児栄養について、60年は健診に必要な眼科学、61年は整形外科及び保健指導に必要な予防接種の知識について、各々専門医の講義が行われた。毎年、医師

会会員250～260名の受講者があり、小児科医50%、内科医35%、産婦人科医10%前後となっている。

IV 乳児健診のしおりについて

健診時の発達評価の一助となるよう、1、4、7、10ヶ月の発達についての問診票と、4、10ヶ月健診の健診所見を記載する健康診査票がつづられた小冊子で県医師会が発行し、出生届提出時に市町村窓口で配布される。健康診査票は複写用紙で3枚つづりとなっており、郡市部乳児健診委員会への報告用、健診医の保存用、受診児側の保存用となっている。内容は、身体計測値及び一般診察所見、各月令で定められた神経及び発達検査所見記載欄、保護者記入による保育状況欄、並びに健診結果、事後処置状況を記入する欄となっている。

V 三重県乳児健診制度の現状

津地区で58年12月より制度がスタートしたのを皮切りに、現在までに、各郡市医師会で乳児健診委員会が発足し、制度がスタートしている。しかし、地区により医療体制、市町村、保健所等との連絡体制に差があり、3地区で本制度がまだ実動していない。また各委員会の活動状況にはかなりの差がみられる。(表2)に61年10月現在の受診率を示した。本制度がスタートする以前から活動をしている津地区では、59年7月から健診時に問題となった児の登録制度もはじまり、事後処置、長期管理システムについても試みが始まっており、今後津市をモデルとして各地区が活動してゆく姿勢をみせはじめたという現状である。

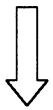
表2：地区別受診率（61.10 現在）

医師会名	受診率	
	4ヶ月	10ヶ月
桑員地区	33.6	18.6
四日市	5.5	0.8
鈴鹿市	79.8	80.2
亀山		
河芸郡		
津地区	83.1	82.6
久居一志地区	63.0	49.0
松阪地区	62.7	64.2
伊勢市	51.4	50.0
度会郡	22.5	25.3
志摩		
紀北	72.0	97.0
紀南	28.3	22.9
阿山	31.0	20.7
名賀	50.0	31.1



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



1 はじめに

三重県では、昭和58年10月より県医師会が主導して三重県乳児健診協議会を発足させ、県下統一方式による乳児健診システムづくりをはじめた。まだ問題点は多いが、過去四年間の歩みにつき紹介する。

三重県下統一方式による乳児健診体制については、県保健衛生部と連絡をとりながら、三重県医師会が中心となり、三重大学小児科が全面的にバックアップして検討がなされ、健診体制を推進するには以下の方法をとって実施することに合意した。すなわち、

- 1)健診に携わる医師は県医師会の毎年主催する講習会に参加する。
- 2)健診方式の統一化をはかる。そのために「乳幼児健診のしおり」を作製し出生時に行政レベルで配布をしてもらう。
- 3)健診実施者は4ヶ月児及び10ヶ月児の健診結果を「乳幼児健診のしおり」に折り込みの健康診査票をもちいて報告する。
- 4)提出された健診結果は地区医師会乳児健診委員会で検討、整理し、結果を関係機関へ報告する。

以上のような統一システムで健診をすることによって、健診に携わる医師の診察方法の統一及び診察内容の向上を計ることを目的とした。このような方式での講習会への参加を義務づけることは意見が分かれたが、医師会員の理解と協力により、講習会に参加した人は健診医として一般に公表することです承された。「三重県乳児健診協議会」が設置され、三重県乳児健診制度が発足し、58年5～6月、県下4地区で、第一回乳児健診講習会が実施された。